

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道 三笠市							
プランの名称		市立三笠総合病院改革プラン							
策 定 日		平成 21年 3月 31日							
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度							
病院の現状	病院名	市立三笠総合病院							
	所在地	北海道三笠市宮本町489番地							
	病床数	199床 (一般134床、精神65床)							
	診療科目	内科、循環器科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、精神神経科、人工透析科、リハビリテーション科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>安全で安心なまちづくりを今後も推進して行くためには、医療機能の確保は重要な要素であり、市内の基幹病院である市立病院は必要不可欠な施設であるため、今後とも引き続き市立病院を存続するものとし、次のとおり役割を明確化する。</p> <p>市立病院は、救急医療をはじめ急性期・亜急性期・慢性期医療について市内の中心的な役割を担っているため、今後も現状の規模・体制を維持するものとする。</p> <p>市立病院は、市内唯一の一般病院であることを踏まえ、真に必要な、市民から選ばれる病院をめざし、質の高い医療を持続的で効率的に提供できる経営体制とするため、現在の収支状況の改善に向けて、より一層の努力を傾注する。</p>							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>安定した収入確保及び不良債務の早期解消を図るため、次のとおり定める</p> <p>総務省通知に基づく繰出基準及び地方交付税基準財政需要額算入額を繰り入れる平成20年度から3,000万円の繰出金の増額を行う</p> <p>平成22年度末までに5億円の特別繰出を行う(財源捻出のため市全体の行財政改革を強力に実施)</p>							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
	経常収支比率	90.8	92.8	100.0	98.4	101.6	101.8	101.0	
	職員給与費比率	60.0	61.3	54.2	54.3	52.0	51.5	51.4	
	病床利用率	85.6	80.2	85.4	84.4	83.4	82.4	81.4	
	医業収支比率	87.3	86.6	94.2	92.5	95.4	95.3	94.3	
	不良債務比率	25.2	19.6	15.2	10.2	5.8	1.1	0	
	入院一日平均患者数	171	172	170	168	166	164	162	単位:人
	外来一日平均患者数	510	480	495	494	493	492	491	単位:人
	入院診療単価(一般)	28,238	27,994	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	単位:円
	入院診療単価(精神)	14,234	14,869	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	単位:円
	外来診療単価(一般)	5,514	5,775	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	単位:円
外来診療単価(精神)	3,934	3,594	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	単位:円	
上記目標数値設定の考え方		<p>計画3年度目の平成23年度に経常黒字化を達成し、計画期間中は黒字化を維持する。市任意項目は医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結び付く指標を選択した。不良債務は、平成25年度末をもって解消をめざす。</p> <p>(経常黒字化の目標年度：平成23年度)</p>							

				団体名 (病院名)		北海道 三笠市 (市立三笠総合病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標 (主なもの)		19年度 実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
医師数 (年度末)		17	17	17	17	17	17	17	単位 :人
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成7年度からレセプト事務、平成11年度から給食調理業務を民間委託するとともに、従来から院内管理業務 (清掃、下足など)についても民間委託しており、事務・業務の民間委託化を実施済							
	事業規模・形態の見直し	平成18年度に希望退職制度を実施するとともに、平成19年度から病床数を279床から199床に削減し、利用率の引上げと効率的運営を図る。							
	経費削減・抑制対策	<p>[人件費抑制対策]</p> 退職者不補充による職員数削減、職員採用方法見直し 管内との業務量比較により適正人員を設定、業務上支障のない箇所の退職者補充について、臨時職員化 病院職員の早期退職特例の実施 医師及び看護師を除く病院勤務職員を対象に早期退職者を募集 医療技術職の配置換 医療技術職の一時事務職への配置換 外部委託の推進 一部業者委託しているボイラー業務を前倒して全面委託化を実施 看護助手の配置換 正規職員の看護助手を一般会計職員とし、病院以外の職場へ配置換 正規職員の給料削減 平成21年4月から平成25年3月までの4年間、病院職員に加え他会計職員も含め職員の給料月額を削減 (対象外) 医師及び40歳未満の医療職員 (内容) 40～44歳 2%、45～49歳 3%、50歳～ 4% 行政職一律 4% (摘要) 退職手当については、削減前の給料月額をもって算定する <p>[経費節減対策]</p> 画像ネットワークシステムの導入 (フィルム代の節減) 薬品材料等の購入単価見直し 院内管理業務等委託料の見直し							
	収入増加・確保対策	繰入基準の再見直し検討 一般会計繰入金について救急医療等不採算経費に対する繰入金額の引上げ検討 看護基準の引上げ 入院基本料に係る基準を「13対1」から「10対1」に引上げ検討 (H20.12から実施済)							
	その他	医師の確保							
各年度の収支計画		別紙のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	78.3%	18年度	72.5%	19年度	85.6%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床数についてはH19年度に279床 199床 (80床減床)に見直し済 施設の増改築計画 なし							

団体名 (病院名)	北海道 三笠市 (市立三笠総合病院)
--------------	-----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	[南空知地域] 岩見沢市立病院、岩見沢市立栗沢病院、北海道中央労災病院、市立美唄病院、北海道中央労災病院せき損センター、市立三笠総合病院、国保町立南幌病院、国保由仁町立病院、町立長沼病院、栗山赤十字病院、国保月形町立病院 計11病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・北海道自治体病院等広域化 連携構想に基づき、当病院所在管内においては、北海道が選定した区域5として、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町の8市町における広域化 連携の必要性等を議論 検討する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討 協議の方向性、検討 協議体制、検討 協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> H23年度	<内容> ・管内の南空知地域中部の自治体病院等広域化 連携に係る地域検討会議幹事会において、広域化・ネットワーク化の可能性等について議論 検討し、H23年度までに方向性を決定する。 ・当院としては、各構成市町の合意によって広域化・ネットワーク化の環境が整備され、地域医療及び救急医療体制が確保されることとなれば、広域化・ネットワーク化に向けた病床数の見直し等を検討する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討 協議の方向性、検討 協議体制、検討 協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<時期> H23年度
点検・評価・公表等	点検 評価 公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	院内経営改善推進委員会において点検及び評価を行い、事務局において市広報、当院ホームページ等を活用	
	点検 評価の時期(毎年 月頃等)	点検及び評価については、毎年9月ごろ実施予定 公表は市広報及び当院ホームページにより、毎年12月ごろ公表予定	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道 三笠市 (市立三笠総合病院)
--------------	-----------------------

1.収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度							
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収	1. 医 業 収 益 a	2,419	2,229	2,112	2,266	2,243	2,223	2,199	2,175
	(1) 料 金 収 入	2,324	2,138	2,036	2,195	2,172	2,152	2,128	2,104
	(2) そ の 他	95	91	76	71	71	71	71	71
	うち他会計負担金	62	63	48	48	48	48	48	48
	2 医 業 外 収 益	163	151	207	193	193	194	193	193
	(1) 他会計負担金・補助金	131	116	170	171	171	171	171	171
	(2) 国 (県) 補 助 金								
	(3) そ の 他	32	35	37	22	22	23	22	22
	経 常 収 益 (A)	2,582	2,380	2,319	2,459	2,436	2,417	2,392	2,368
	入	1. 医 業 費 用 b	2,752	2,552	2,439	2,407	2,425	2,331	2,306
(1) 職 員 給 与 費 c		1,432	1,337	1,296	1,228	1,218	1,156	1,133	1,119
(2) 材 料 費		511	446	389	391	391	390	391	390
(3) 経 費		279	271	688	718	747	720	718	743
(4) 減 価 償 却 費		105	76	60	66	65	61	60	50
(5) そ の 他		425	422	6	4	4	4	4	4
2 医 業 外 費 用		72	70	61	53	50	47	43	38
(1) 支 払 利 息		70	67	52	46	43	40	36	31
(2) そ の 他		2	3	9	7	7	7	7	7
経 常 費 用 (B)		2,824	2,622	2,500	2,460	2,475	2,378	2,349	2,344
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	242	242	181	1	39	39	43	24	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)		105	310	47	132	47	47	
	2 特 別 損 失 (E)								
	特別損益 (D) - (E) (F)		105	310	47	132	47	47	
純 損 益 (C) + (F)	242	137	129	46	93	86	90	24	
累 積 欠 損 金 (G)	2,426	2,563	2,434	2,388	2,295	2,209	2,119	2,095	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	382	336	344	346	393	427	467	454
	流 動 負 債 (イ)	841	899	760	691	623	557	493	454
	うち一時借入金	695	760	645	576	508	442	378	339
	翌年度繰越財源 (ウ)								
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (イ)								
差引 不良債務 (オ)	459	563	416	345	230	130	26	0	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	180	104	147	71	115	100	104	26	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.4	90.8	92.8	100.0	98.4	101.6	101.8	101.0	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	18.9	25.2	19.6	15.2	10.2	5.8	1.1	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	87.9	87.3	86.6	94.1	92.5	95.4	95.4	94.3	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	59.2	60.0	61.4	54.2	54.3	52.0	51.5	51.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	459	563	416	345	230	130	26	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$	18.9	25.2	19.6	15.2	10.2	5.8	1.1	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	18.9	25.2	19.6	15.2	10.2	5.8	1.1	0.0	
病 床 利 用 率	72.5	85.6	83.2	85.4	84.4	83.4	82.4	81.4	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

N年度 単年度資金不足額 = (N年度の不良債務額) - (N-1年度の不良債務額)

・不良債務額が負の数となる場合 (不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例) 22年度単年度資金不足額 30百万円 = (22年度不良債務額 20百万円) - (21年度不良債務額10百万円)

2. 収支計画 (資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	収	1. 企業債	29	233	66	33	36	40	25
	2. 他会計出資金								
	3. 他会計負担金	70	66	81	69	71	78	82	87
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金			2					
	6. 国(県)補助金								
	7. その他								
	収入計 (a)	99	299	149	102	107	118	107	115
入	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
	純計(a) - ((b) + (c)) (A)	99	299	149	102	107	118	107	115
支	1. 建設改良費	30	16	80	33	36	40	25	28
	2. 企業債償還金	105	318	107	107	111	122	129	136
	3. 他会計長期借入金返還金								
出	4. その他	8	8	4	4	4	4		
	支出計 (B)	143	342	191	144	151	166	154	164
	差引不足額 (B) - (A) (C)	44	43	42	42	44	48	47	49
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	44	43	42	42	44	48	47	49
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他								
	計 (D)	44	43	42	42	44	48	47	49
	補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
	実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	22年度	23年度
収益的収支	(0)	(105)	(310)	(47)	(132)	(47)	(47)	(0)
	193	284	528	266	351	266	266	219
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	70	66	81	69	71	78	82	87
合計	(0)	(105)	(310)	(47)	(132)	(47)	(47)	(0)
	263	350	609	335	422	344	348	306

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。